

---

# 食品中の放射性物質の検査について ー現状と今後の取り組みー

厚生労働省 医薬食品局  
食品安全部監視安全課

水産安全係長 前川加奈子



# 食品中の放射性物質への対応

## ●これまでの対応

### ■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定  
(23年3月17日)

### ■食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)  
(検査実施状況：126,821件、うち暫定規制値超過1,183件) (3月16日時点)

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出が認められなくなる一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

### ■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、  
同一ロットの食品を回収、廃棄 (23年3月19日～)

### ■食品の出荷制限 【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、  
県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示 (23年3月21日～)

### ■食品の出荷制限等の解除 【原子力災害対策本部】

解除の条件 (放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、  
すべて暫定規制値以下

## <食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（ベクレル/kg）	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類（根菜、芋類を除く。） 魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類 肉・卵・魚・その他	

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。  
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

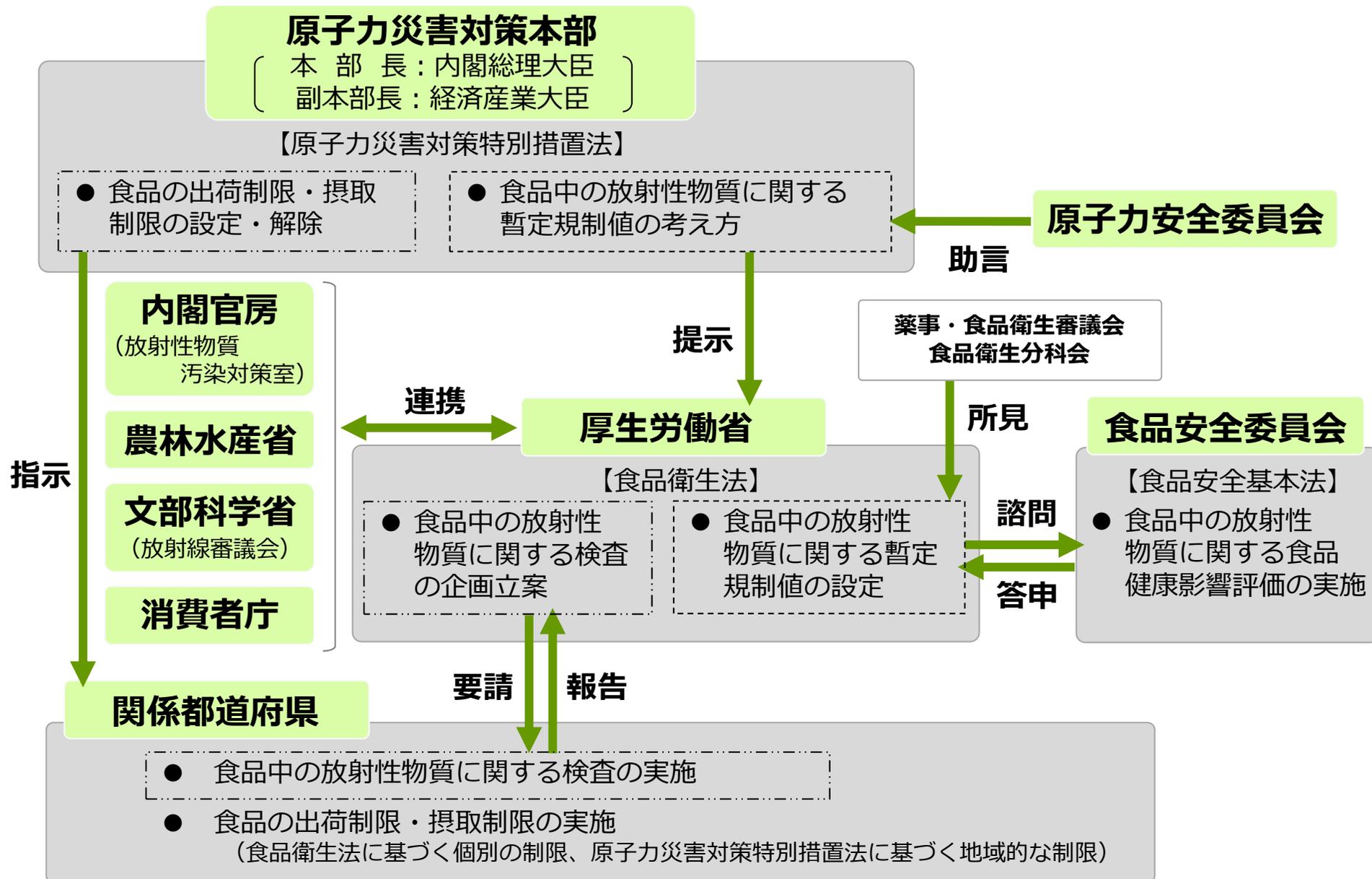
## <出荷制限の対象となっている食品（3月16日時点）>

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。）、たけのこ、くさそてつ（こごみ）、ウメ、ユズ、 クリ、キウイフルーツ、米（平成23年産）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ、 アユ（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、茶 (全域) イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域) 茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、原木シイタケ （露地・施設栽培） (全域) 牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) 茶
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、(全域) 牛肉 注)
岩手県	(全域) 牛肉 注)

注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除



# ■ 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



# ■ 食品の新たな基準値の設定について

## 1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 年間1ミリシーベルトとするのは、
  - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
  - ② モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

## 2. 基準値の見直しの内容（新基準値は平成24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用。）

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位：ベクレル/kg）

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定



# 「一般食品」の基準値の考え方

年齢区分別の摂取量と換算係数を考慮し限度値を算出



<「飲料水」の線量 = 飲料水の基準値(Bq/kg) × 年齢区分別の飲料水の摂取量 × 年齢区分別の線量係数>

- 飲料水については、WHOが示している基準に沿って、基準値を10 Bq/kgとする。
- 一般食品に割り当てる線量は、介入線量レベル（1 mSv/年）から、「飲料水」の線量（約0.1 mSv/年）を差し引いた約0.9 mSv/年となる。
- この線量を年齢区分別の年間摂取量と換算係数で割ることにより、限度値を算出する（この際、流通する食品の50%が汚染されているとする）。
- すべての年齢区分における限度値のうち、最も厳しい（小さい）値から全年齢の基準値を決定することでどの年齢の方にとっても考慮された基準値とする。

## ■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

### ● 基本的な考え

製造食品、加工食品については、原材料だけでなく、製造、加工された状態でも一般食品の基準値を満たすことを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、実際に食べる状態の安全を確保するため、実際に食べる状態を考慮して基準値を適用する。

#### ① 乾燥きのご類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

注) のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

#### ② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。**

## ■ 基準値見直しに係る最近の動き

- 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の改正（3月1日）

＜主な変更点＞

- ・ 「一般食品」の新基準値である100Bq/kgに適應できるよう改正
- ・ 技術的性能要件の見直し

スクリーニングレベル：基準値の1/2 以上（50Bq/kg）

測定下限値：25Bq/kg（基準値の1/4 以下）

- 基準値設定の省令・告示公布（3月15日）

- ・ 併せて、新基準値のもとでの検査法について通知

測定機器：ゲルマニウム半導体検出器を用いた $\gamma$ 線スペクトロメータ  
（又は同じ測定条件を設定できる機器）

測定下限値：基準値の1/5以下

- ・ 茶の浸出方法や乾燥・水戻し食品の検査方法も、検査法の中で提示

## ■ 検査計画のガイドラインの主な改正点（3月12日）

### （1）対象自治体の分類

過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、より重点的な検査が必要な自治体を2群に分類し、明示した。

### （2）対象食品及びその分類

（1）の自治体の分類に従い、過去の放射性セシウムの検出レベルに応じて、検査対象品目を詳細に定めた。

### （3）検査の検体数及び頻度等の設定

よりきめ細かく汚染の状況を把握するため、検査対象市町村、検査検体数、検査頻度等の設定の方針を詳細に示した。

### （4）検査計画の策定及び公表

自治体の取組のさらなる推進を図るため、検査計画は、四半期ごとに策定・公表し、国へ報告を行うこととした。

### （5）出荷制限解除後の管理の見直し

これまでに自治体から提出された出荷制限の解除後の検査計画について、新基準値の施行を踏まえて見直すこととした。

### （6）個別品目の取扱い

個別に取扱いを定めている7品目について、昨年8月以降の対応状況を踏まえ、見直した。

## ■ 食品の放射性セシウムに関する検査計画

	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	50Bq/kg 超市町村	主要産地の市町村	その他の市町村	50Bq/kg 超市町村	主要産地の市町村	その他の市町村
100Bq/kg～	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50Bq/kg～ 100Bq/kg	3検体以上	1検体以上		3検体以上(注)	1検体以上(注)	
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1～2週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			岩手県は農家毎に3か月に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注)50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

## ■ 品目ごとの対応

品目		主な内容
野菜、果実 類等		出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査。
乳		クーラーステーション又は乳業工場で検査。
茶		一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階に荒茶(飲用状態)を検査。
水産物	内水面	河川、湖沼等の漁業権等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要地域で検査。
	沿岸	水揚げ、漁業権、漁業許可等、漁場・漁期を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚げ港において検体採取。表層、中層、底層、海藻等、主要品目を検査。
	沖合	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖(県境の正東線で区分)の主要水揚げ港等において検体採取。
小麦		カントリーエレベーター又は保管倉庫においてロット単位※で(<300t)検査。H23産で50 Bq/kgを超えた県は全ロット検査。その他の県は最初のロットが50 Bq/kgを超過した地域は全ロット検査。
牛肉		3か月に1回の農家ごとの検査に基づき、管理が可能な牛の種類、飼養地域又は飼養農家等の範囲で出荷制限を設定・解除。
米		市町村ごとに出荷開始前に検査。H23年産で50 Bq/kgを超える農家については綿密な検査。その他は地域の作付面積、H23年産の検査結果等に応じ別途検査点数を設定。全量全袋検査は作付け制限・出荷制限対象地域のうち、安全管理体制の整備等を前提に出荷制限が解除され、作付が認められた区域、旧緊急時避難準備区域を対象。出荷制限は市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定。

## ■ 出荷制限・摂取制限の設定・解除

### ■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、複数区域に分割※。

※管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

### ■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下（放射性セシウム）

## ■ 食品の検査体制整備等への国の支援

- 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援
- 流通段階の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請
- 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表
- 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施
  - (厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区を行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助
  - (農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助、都道府県への検査機器の貸与
  - (消費者庁) 住民が消費する食品中の放射性物質検査を行おうとする都道府県、市町村への機器貸与



引き続き、関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。

## ■ リスクコミュニケーションの実施

- 新たな基準値の内容等について、食品安全委員会と厚生労働省は、これまでに7都府県で、消費者、生産者等との意見交換会（リスクコミュニケーション）を実施。

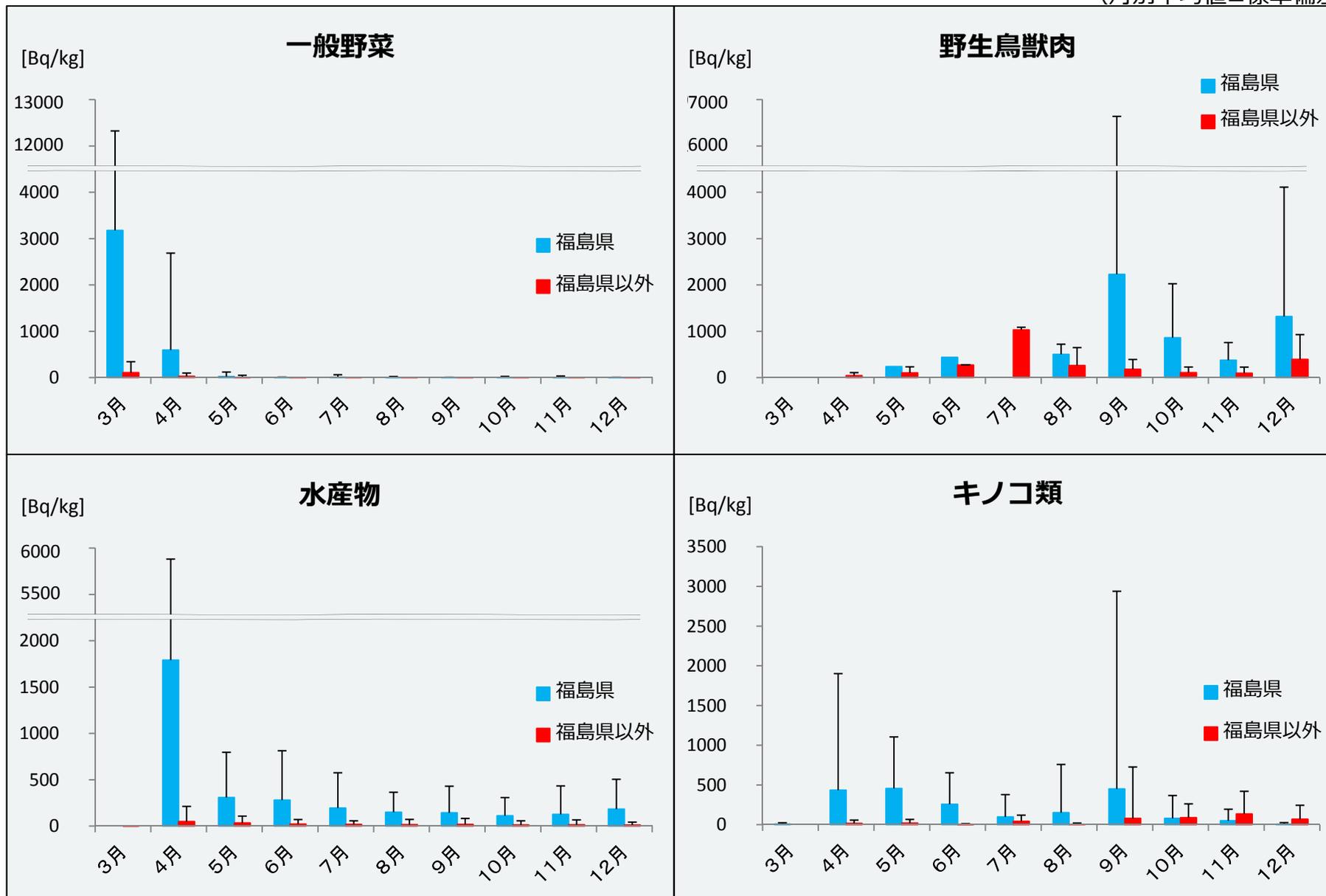
東京（1/16）、福島（1/24）福岡（1/31）、宮城（2/6）、  
岩手（2/10）、愛知（2/20）、大阪（2/28）  
（延べ約1,200名以上が参加）



- 新基準値の施行後も、全国十数カ所での開催を予定。  
また、政府広報、都道府県や市町村の広報誌、動画チャンネルなどを活用して広報・周知を行い、引き続き、新基準値の内容の丁寧な説明に努める。

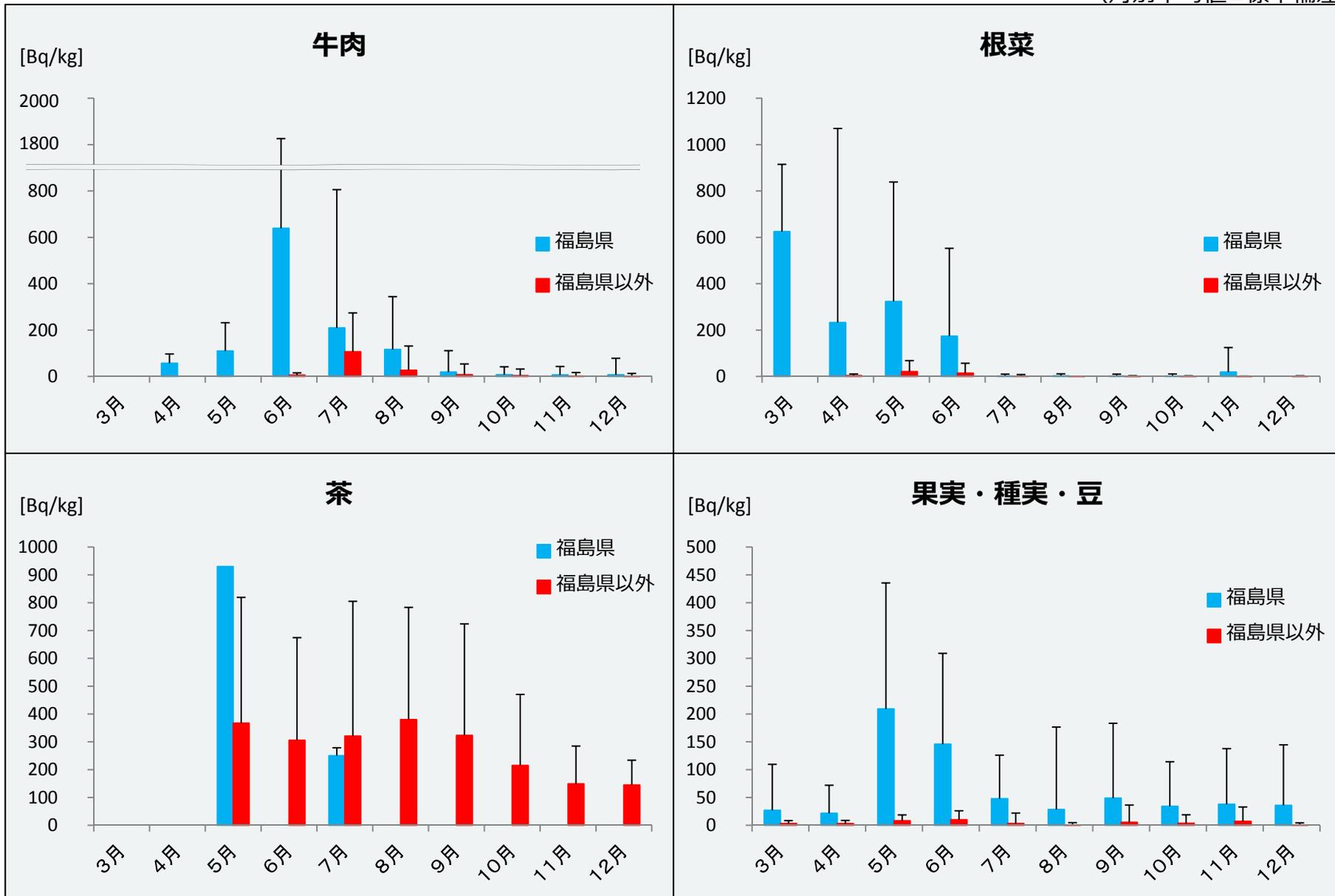
# 《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移（1）

(月別平均値±標準偏差)



# 《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移（2）

(月別平均値±標準偏差)



# 《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移（3）

(月別平均値±標準偏差)

